

海浜エリアにおける二次交通導入実証業務 仕様書

1 業務名

海浜エリアにおける二次交通導入実証業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

3 目的

本市では、令和5年度に、概ね仙台東部道路から東側、宮城野区の仙台塩釜港から若林区藤塚及び名取市閑上を含むエリアを「海浜エリア」と位置づけ、このエリアで活動する、多様な主体の活動をつなぎ、発展させることによって、この地域の魅力を相乗的に高め、広く発信していくことを目的とした「海浜エリア活性化ビジョン」を策定した。

海浜エリアは東日本大震災により甚大な被害を受けた地域であるが、ハード面での復旧・復興が進み、現在では仙台港周辺の集客施設や防災集団移転跡地利活用事業により運営される施設などを中心として、新たな人の流れが生まれてきている。

しかし、エリア内に立地する施設間を結ぶ公共交通手段が整備されておらず、面的な賑わい創出に繋がりにくい状況にあり、さらなる地域活性化を図るためには、来訪者の回遊性向上が不可欠であり、そのためには利便性の高い移動手段の導入に向けた検討が必要である。

本業務は、エリア内に立地する施設等をめぐる乗り合いの小型車両を運行することにより、利用需要を把握するとともに、運行上の課題等を洗い出し、事業継続の可能性等について検証することを目的とする。

4 業務概要

委託者（仙台市）が指定する施設等を周遊する定時定路線の乗合小型車両を運行する。また、このために必要となる業務を行う。

（1）運行期間

令和7年9・10月のうち、土日祝日を中心とした以下の日数

- ・乗用車（ジャンボタクシー）：10日間以上
- ・グリーンスローモビリティ：5日間以上

（2）運行時間

各日9時～17時（うち、休憩1時間）

（3）運行系統

「仙台港周辺エリア（循環）」「仙台港周辺エリア（往復）」及び「荒浜エリア」の3系統

（4）使用車両

- ・仙台港周辺エリア（循環）：乗用車（ジャンボタクシー） 2台
- ・仙台港周辺エリア（往復）、荒浜エリア：グリーンスローモビリティ 各エリア2台

(5) 運賃

無料

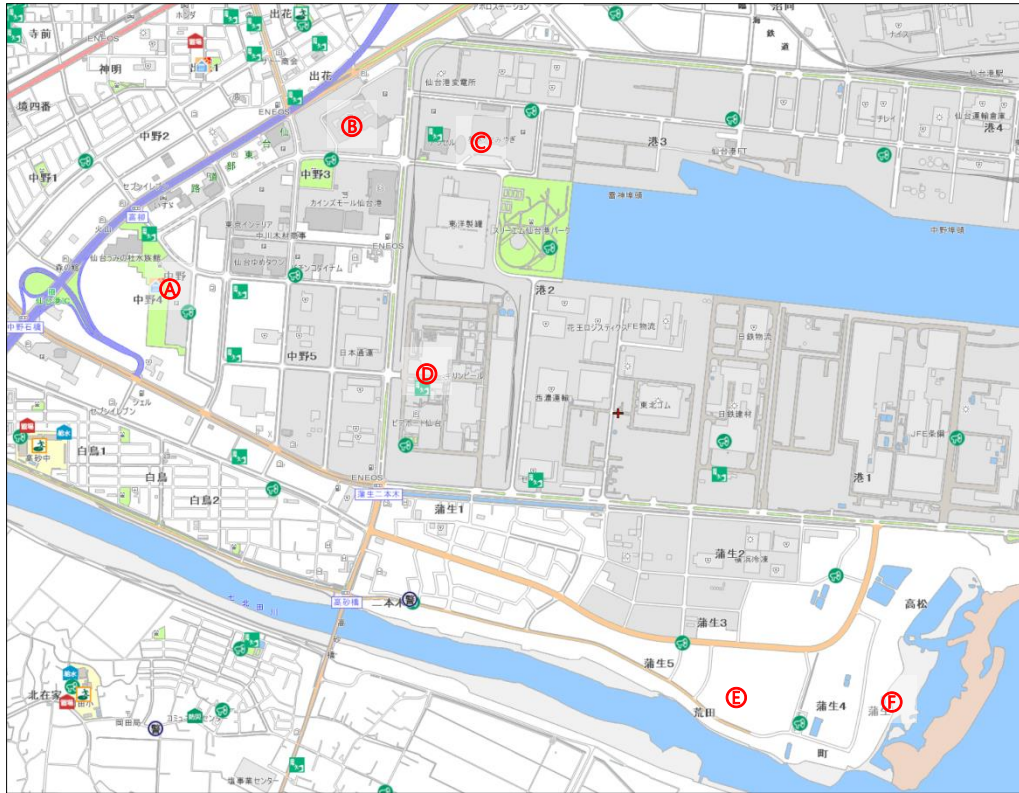
(6) 目標利用者数

- ・ 仙台港周辺エリア（循環）：1,200人
- ・ 仙台港周辺エリア（往復）：300人
- ・ 荒浜エリア : 600人

(7) 停車施設等

①仙台港周辺エリア（循環）

- ④仙台うみの杜水族館，③三井アウトレットパーク仙台港，②夢メッセみやぎ
①麒麟ビール仙台工場，⑤蒲生なかの郷愁館，⑥日和山

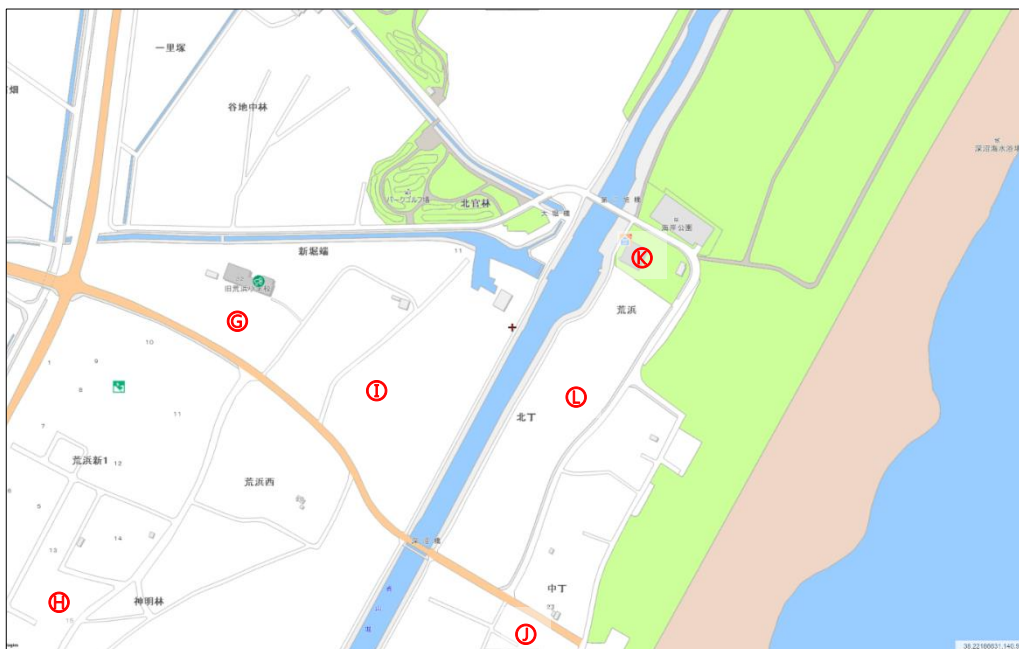


②仙台港周辺エリア（往復）

- ④仙台うみの杜水族館，③三井アウトレットパーク仙台港

③荒浜エリア

- ④震災遺構仙台市立荒浜小学校，⑤JRフルーツパーク仙台あらはま
①Garden Kitchen海と風，②公共利用ゾーン駐車場，③海岸公園センターハウス，
①深沼うみのひろば



5 委託業務の内容

(1) 事業計画の策定等

- ・運行経路、運行ダイヤ、乗客の乗降地点、案内看板の設置、警備員の配置、グリーンスローモビリティの後続車両の渋滞抑制対策、従事者等の勤務体制、広報等、小型車両の運行のため必要となる事業計画を策定すること。また、計画策定のため必要となる関係機関等との協議や現地調査等を行うこと。
- ・業務マニュアルを作成すること。

(2) 使用車両の調達等手配

以下のとおり使用車両の調達（レンタル）等の手配を行う。

①グリーンスローモビリティ

- ・グリーンスローモビリティについては仙台市から貸与する以下の車両を使用すること。
メーカー：株式会社モビリティワークス
車種：LSV-4, LSV-4+2 各1台（予定）
- ・仙台港周辺エリア（往復）と荒浜エリアにおいては、同一の車両を使用することを想定している。仙台港エリアでの運行後、荒浜エリアまで、受託者にて車両を輸送すること。なお、エリア間におけるグリーンスローモビリティの自走による輸送は不可とする。

②乗用車（ジャンボタクシー）

- ・乗車定員10名程度の車両とすること。
- ・運行期間のほか、車両の装飾、試験走行等の運行準備や、運行終了後の原状復旧のため必要となる期間も含めて車両を確保すること。
- ・乗用車の運行にかかる経費は、平成26年2月28日制定 東北運輸局公示第125号（令和7年3月17日改正）「公定幅運賃の範囲について」及び平成26年3月26日公示 東北運輸局公示第134号（令和6年3月1日一部改正）「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」を遵守の上、経費見積額に計上すること。

(3) 車両の装飾

- ・全ての使用車両について、事業名・ロゴ等に関するラッピングの施工またはマグネットシートの貼り付けを行う。
- ・グリーンスローモビリティについては、車両後部に低速走行中である旨を後続車両等に対して注意喚起する文言を記載した表示板の掲示またはマグネットシートの貼り付けを行う。

記載例：グリーンスローモビリティ実証運行中・低速走行

- ・ラッピングを施工した場合、運行期間の終了後に剥離を行うこと。

(4) 案内看板・停留所標識の製作・設置

①案内看板

- ・グリーンスローモビリティの運行経路において、低速車両の走行に係る注意喚起を図ることを目的とした立て看板を製作、設置する。
記載例：低速車両実証運行中
- ・設置にあたり、荒天時に転倒・移動することが無いよう、固定・ウェイトの設置等の対策を講じること。
- ・製作・設置数について、「仙台港周辺エリア」「荒浜エリア」各20枚程度とする。
- ・運行期間の終了後、看板の撤去及び道路面等の原状復旧を行うこと。

②停留所標識

- ・車両の停留所であることを示す標識を製作し、各所に設置すること。
- ・停留所は、「仙台港周辺エリア」は8カ所、「荒浜エリア」は6カ所とする。
- ・運行期間の終了後、標識の撤去及び道路面等の原状復旧を行うこと。

(5) 誘導員の配置

- ・グリーンスローモビリティの運行上の安全確保を目的として、運行期間中、運行経路の交差点等に誘導員を配置し、対向車の抑止や追突防止に向けた注意喚起等を行う。
- ・配置ポストについて、「仙台港周辺エリア」は7ポスト以上、「荒浜エリア」は4ポスト以上とする。

(6) 車両の運行

- ・運行期間中における車両の運行を行う。
- ・運行時間は前述のとおり。
- ・ジャンボタクシー、グリーンスローモビリティのいずれも乗務員については第二種運転免許保有者を配置すること。
- ・運行期間に先立ち、習熟運転など必要な準備を行うこと。
- ・安全運行に万全を期すとともに、一般旅客自動車運送事業者が課せられる責務と同等以上の対策を講じ、その内容について委託者に報告すること。
- ・乗務員は、始業前に点呼（疾病、疲労、飲酒の有無等）を受けること。
- ・担当乗務員により対応に差が出ることがないようにすること。
- ・運行に支障が無い範囲で必要に応じ、乗客の介助等の配慮を行うこと。
- ・利用者への情報提供を分かりやすく正確に行うこと。
- ・停留所ごとの利用者数を所定の様式に記録し、定期的に委託者へ報告すること。
- ・グリーンスローモビリティについて、乗務員は車両の提供者より講習を受け、操作方法等について熟知すること。
- ・グリーンスローモビリティの運行中、後続車両が滞留してきた際は車両を路肩に停車させ、追い越しを促すなど、自車の安全を確保したうえで柔軟な対応をとること。

(7) 車両の管理

- ・法令に基づく車両の検査，日常的な点検・整備，清掃等，必要となる維持管理を行う。
- ・グリーンスローモビリティの管理・保管は委託者が指定する場所を実施することとして，各日の運行終了後に保管場所に格納すること。また，委託者が指定する方法で充電を行うこと。なお，実費相当分は，経費見積額に含むものとする。

(8) アンケート調査の実施

- ・利用者アンケートを実施するとともに，実証運行の効果等の分析・検証や，利用者の属性・動態等の調査を行う。
- ・有効回答数300票以上を目標とすること。
- ・質問項目については，委託者と協議の上で決定すること。

(9) 広報

- ・本業務の実施に関する広報を展開すること。なお，広報期間は概ね令和7年8月18日（月）から運行終了日までとする。
- ・想定する広報手段は以下のとおり。

①チラシ

- ・サイズ：A4
- ・色 数：4C×4C
- ・用 紙：コート紙 四六判 90kg
- ・部 数：10,000部
- ・納品先：80カ所
- ※DTPデータの制作含む

②ポスター

- ・サイズ：B2
- ・色 数：4C×0C
- ・用 紙：コート紙 四六判 135kg
- ・部 数：100部
- ・納品先：80カ所
- ※DTPデータの制作含む

③ランディングページ制作

本事業のランディングページを開設すること。（令和6年度実施の「ぐるっと，海手 おでかけスタンプラリー」（<https://gurutto-uminote.com/odekake-stamprally/>）と同等の内容とすること）。

(10) 事故，災害発生時等の対応

- ・交通事故等のトラブル発生時は，業務受託者（乗務員及び営業所職員等）が迅速かつ的確な対応をとり，状況を随時委託者に報告すること。併せて，交通事故発生時には速やかに

宮城県警察に通報すること。

- ・必要に応じて任意保険等に参加すること。その他、事故等への備えに万全を期すこと。
- ・台風等の荒天や災害、その他やむを得ない事由が発生、又は発生の恐れがあるとき、委託者と速やかに運行に関する協議を行い、必要な対応をとること。

(11) 損害賠償

- ・本業務の履行に際し、受託者の責めに帰すべき事由によって、乗客、委託者及び第三者に損害を与え、または権利の侵害を引き起こした場合は、損害賠償等について、受託者の責任において処理すること。受託者が複数の事業者等により構成される場合においては、責任主体をあらかじめ明確に定めるとともに、書面をもって委託者に報告すること。

6 打ち合わせ

本業務の進捗状況や課題等の共有を行うため、委託者と本業務に関する打ち合わせを概ね1週間に1回の頻度で実施する。

7 報告書等作成

- (1) 委託業務成果報告書 5部
- (2) 上記電子データ 1部 (CD-R、DVD-R等の電子記録媒体により納品するものとする)
- (3) 広報資材一式 (チラシ・ポスター・ロゴの電子データ及びランディングページ制作に使用した素材データを含む)
- (4) その他関係資料 一式

8 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受託者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に委託者は無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権を主張しないものとする。

受託者及び委託者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に委託者の了解を得た場合を除

き、原則として、複写、複製しない。また、本業務に関連する個人情報、使用後速やかに処分する。

(4) 業務内容の軽微な変更

本業務の実施にあたり、作業に重大な影響のない軽微な変更は委託者の指示により行うものとし、この場合における契約金額は変更しないものとする。

(5) 許認可手続き

本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた各許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うものとする。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、経費見積額に含むものとする。

(6) 社会情勢の変化への対応

社会情勢に変化があった場合は、委託者と協議の上、実施内容や実施手法、事業規模等を変更することとする。その場合は、契約金額の範囲内で対応するものとする。

9 その他

(1) 受託者は、本業務の履行に際して関連法令等を遵守しなければならない。

(2) 本業務にあたり取得した備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、委託者が所有権を放棄する場合を除き、委託者に所有権が帰属するものとする。

(3) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上決定する。